

「強引な訪問勧誘を受けた」「長期契約が解除できない」など、新聞購読に関する相談が寄せられています。

【事例】

- 突然来訪した販売員に新聞購読の勧誘をされた。必要ないと断ったが、しつこく食い下がられて怖くなり、半年間の契約をした。景品として缶ビールと洗剤を受け取ってしまったが、クーリング・オフしたい。
- A新聞の訪問勧誘を受けたが「今購読しているB新聞の契約期間が2年残っている」と断ると「2年後からでよいので購読してほしい」と言われ契約をした。しかし、そのことを忘れてB新聞の契約を延長してしまい、新聞が2紙届くようになってしまった。
- 契約者である父が亡くなったので、新聞購読を解約しようとしたら「解約したいなら残っている契約期間の料金を支払ってほしい」と言われた。

アドバイス

- トラブルに遭わないためには、訪問があっても不用意に対応しない、不要であればきっぱり断る、景品に釣られて契約をしないことが大切です。長期契約や数年先から購読を開始する契約は慎重に検討しましょう。
- いったん契約をすると原則一方的な解約はできませんが、クーリング・オフ期間内である場合や、契約者の病気・死亡などのやむを得ない事情がある場合、強引



な勧誘や虚偽の説明を受けて契約してしまった場合などは、購読者は契約を解除できます。

- 購読者の都合で解約を求めた場合でも、販売業者は解約を一方的に断ったり、過大な解約条件を要求したりすることは認められません。購読者と販売業者で話し合い、互いに納得できる解決方法を探しましょう。
- 訪問販売で契約をした場合は、契約書を受け取ってから8日以内に書面、メール、ファクスなどで販売業者にクーリング・オフの通知をすることで、無条件に解約することができます。
- 不安に思った場合や、販売業者とトラブルになったときは消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)